

立川市商店街装飾灯補助金交付規則

昭和42年7月19日
規則第16号

（目的）

第1条 この規則は、組合等が設置する商店街の装飾灯（以下「装飾灯」という。）に対して交付する補助金についての必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「組合等」とは、次の各号に掲げる団体をいう。

- (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合
- (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合
- (3) その他適当と認められた商業団体

（補助対象）

第3条 補助金を交付する装飾灯は、商店街の振興を図るため設置され、かつ、終夜点灯しているものが総数の100分の25以上であるものとする。

（補助金額）

第4条 補助金額は、組合等が毎年4月1日から翌年3月31日までの使用に係る装飾灯の電気料金の100分の70とする。

（昭46規則12・昭47規則7・昭49規則49・昭56規則13・平元規則9・平19規則55・一部改正）

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする組合等は、毎年7月31日までに商店街装飾灯補助金交付申請書（別記様式）を提出しなければならない。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、立川市補助金等交付規則（昭和41年立川市規則第1号）の定めるところによる。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年度分の補助金から適用する。

付 則（昭和46年3月31日規則第12号）

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

付 則（昭和47年4月28日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年10月15日規則第49号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の立川市商店街装飾灯補助金交付規則第4条の規定は、昭和49年4月1日以後に申請をしたものから適用する。

附 則（昭和56年4月1日規則第13号）

1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の立川市商店街装飾灯補助金交付規則第4条の規定は、この規則の施行の日以後に申請をしたものから適用する。

附 則（平成元年3月31日規則第9号）

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

第11編 産業経済（立川市商店街装飾灯補助金交付規則）

2 この規則による改正後の立川市商店街装飾灯補助金交付規則第4条の規定は、この規則の施行の日以後に申請をしたものから適用する。

附 則（平成19年7月27日規則第55号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の立川市商店街装飾灯補助金交付規則第4条の規定は、平成19年4月2日以後に申請をしたものから適用する。